

令和5年9月11日

懲戒処分の公表について

このたび、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1 被処分者

職員（40歳代）

2 処分の内容

戒告（令和5年9月11日付け）

3 処分理由の概要

被処分者は、採用当時からアルコールに関する度重なる注意等を受けていたにもかかわらず、立て続けに酒気帯び状態で業務に臨もうとした。

4 校長コメント

本校の職員に対して、実際に酒気帯び状態で業務にあたることはなかったものの、本件懲戒処分を行う事態となったことは、誠に遺憾であり、関係各位にご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。今後、二度とこのようなことがないよう、当該職員はもとより、全ての教職員に対し服務規律遵守の徹底を図り、本校の信用回復に努めて参ります。

独立行政法人国立高等専門学校機構
釧路工業高等専門学校長

大塚友彦